



- 工信部称将重点支持九大领域技术研发.... 6
- 关于外商投资企业从事网络销售业务的新变化..... 7

- 工業情報化部が九大分野の技術研究開発を重点的に支援することを発表した..... 6
- 外商投資企業がインターネット販売業務を取扱うにあたっての新たな変化..... 7

一、相关新法令、新政策

一、関連する新法令、新政策

● 关于修改《中华人民共和国发票管理办法》的决定

● 「中華人民共和国発票管理弁法」改正に関する決定

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国务院令 第 587 号  
 【发布日期】2010-12-20  
 【实施日期】2011-02-01  
 【出台背景】随着经济社会的发展，原《发票管理办法》在执行中出现一些亟待解决的问题，因此，国务院对《发票管理办法》作了修改。  
 【内容提要】与原《发票管理办法》相比，此次修改主要包括：

【発布機関】國務院  
 【発布番号】國務院令 第 587 号  
 【発布日】2010-12-20  
 【施行日】2011-02-01  
 【公布背景】經濟社會の發展に伴ない、旧「発票管理弁法」の執行過程において解決すべきいくつかの問題が発生したために、國務院は、「発票管理弁法」の改正を行った。  
 【コメント】旧「発票管理弁法」と比べて、今回、主に下記の点が改正された。

增加一些违法行为的禁止规定	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止非法代开发票；</li> <li>不得介绍他人转让发票；</li> <li>对知道或者应当知道是假发票的，不得受让、开具、存放、携带、邮寄和运输；</li> <li>不得以其他凭证代替发票使用等。</li> </ul>
简化发票领购程序	<ul style="list-style-type: none"> <li>取消发票领购环节的资格审核程序。纳税人凭税务登记证、身份证明和发票专用章印模即可办理领购手续，主管税务机关应在 5 个工作日内发给发票领购簿；</li> <li>需要临时使用发票的单位和个人，可以直接向税务机关申请代开发票，税务机关也可以委托其他单位代开发票。</li> </ul>
防范虚开发票违法行为	<ul style="list-style-type: none"> <li>进一步细化虚开发票违法行为：任何单位和个人不得为他人、为自己、让他人为自己或者介绍他人开具与实际经营业务情况不符的发票。</li> <li>增加：运用税控装置、网络发票管理系统等信息技术手段防范虚开发票行为。</li> </ul>
加大惩处力度	<ul style="list-style-type: none"> <li>提高罚款数额。对虚开、伪造、变造、转让发票违法行为的罚款上限由 5 万元提高为 50 万元，对违法所得一律没收；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</li> <li>对发票违法行为及相应的法律责任作了补充规定。</li> </ul>

違法行為禁止規定の若干追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>発票の不法代理発行を禁止する。</li> <li>発票譲渡について他人を紹介することを禁止する。</li> <li>偽発票であることを知っている又は知っているはずである場合、譲受、作成、保管、所持、郵送、輸送を禁止する。</li> <li>発票の代わりにその他証憑を使用することを禁止する等。</li> </ul>
発票購入手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>発票購入段階の資格審査手続きを廃止する。納税者は税務登記証、身分証明及び発票専用印の原型をもって購入手続きをするだけでよく、主管税務機関は 5 業務日以内に発票購入帳簿を発行しなければならない。</li> <li>発票を一時的に使用する必要がある企業と個人は、直接、税務機関に発票の代理発行を申請することができ、税務機関は他機関に発票の代理発行を委託することもできる。</li> </ul>
発票の虚偽発行違法行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>発票の虚偽発行違法行為を一層具体化した。いかなる企業及び個人も他人、自己のために、他人に自己のために実際の経営業務状況と一致しない発票を発行させたり、又は他人を紹介してはならない。</li> <li>追加：税統制装置、ネットワーク発票管理システム等の IT 手段により発票の虚偽発行行為を防止する。</li> </ul>
処罰度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰金金額を引き上げた。発票の虚偽発行、偽造、変造、譲渡違法行為に伴う罰金の上限を 5 万元から 50 万元に引き上げ、違法所得は一律に没収する。犯罪を構成した場合、法に照らして刑事責任を追及する。</li> <li>発票違法行為及び係る法的責任の補充規定を定めた。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
 关于修改《中华人民共和国发票管理办法》的决定

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
 「中華人民共和国発票管理弁法」改正に関する決定

[http://www.gov.cn/flfg/2010-12/27/content\\_1773544.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-12/27/content_1773544.htm)

答记者问

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201012/20101200331394.shtml>

● **关于加强外商投资房地产业审批备案管理的通知**

【发布单位】商务部办公厅

【发布文号】商办资函〔2010〕1542号

【发布日期】2010-11-22

【内容提要】该通知要求：

- 对境外资本在境内设立房地产企业，不得通过购买、出售境内已建/在建房地产物业进行套利。
- 进一步加强对并购、股权出资方式新设/增资的房地产项目的审批监管和数据审核。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201012/20101207323165.html>

● **2011年出口许可证管理货物目录**

【发布单位】商务部、海关总署

【发布文号】商务部、海关总署公告2010年第108号

【发布日期】2010-12-30

【实施日期】2011-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207341654.html>

● **2011年进口许可证管理货物目录**

【发布单位】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局公告2010年第107号

【发布日期】2010-12-30

【实施日期】2011-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207341548.html>

● **2011年自动进口许可管理货物目录**

【发布单位】商务部、海关总署

【发布文号】商务部、海关总署公告2010年第106号

【发布日期】2010-12-30

【实施日期】2011-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/flfg/2010-12/27/content\\_1773544.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-12/27/content_1773544.htm)

记者的質問に答える

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201012/20101200331394.shtml>

● **外商投資家の不動産業への投資の審査許可届出管理を強化することに関する通知**

【発布機関】商務部弁公庁

【発布番号】商弁資函〔2010〕1542号

【発布日】2010-11-22

【コメント】本通知により下記の通り要求された。

- 国外資本が国内で不動産企業を設立する場合、国内の既に建設済み/建設中の不動産物件の購入、売却による鞅取りを禁止する。
- 買収、持分出資等による新設/増資の不動産プロジェクトに対する審査許可監督管理及びデータ審査を一層強化する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201012/20101207323165.html>

● **2011年輸出許可証管理貨物目録**

【発布機関】商務部、税関総署

【発布番号】商務部、税関総署公告2010年第108号

【発布日】2010-12-30

【施行日】2011-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207341654.html>

● **2011年輸入許可証管理貨物目録**

【発布機関】商務部、税関総署、国家品質監督検査檢疫総局

【発布番号】商務部、税関総署、国家品質監督検査檢疫総局公告2010年第107号

【発布日】2010-12-30

【施行日】2011-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207341548.html>

● **2011年自動輸入許可管理貨物目録**

【発布機関】商務部、税関総署

【発布番号】商務部、税関総署公告2010年第106号

【発布日】2010-12-30

【施行日】2011-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207341592.html>

● 关于调整《出入境检验检疫机构实施检验检疫的进出境商品目录（2011年）》的公告

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局、海关总署  
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局、海关总署公告 2010 年第 158 号

【发布日期】2010-12-17

【实施日期】2011-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zigg/2010/201012/t20101227\\_174159.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zigg/2010/201012/t20101227_174159.htm)

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207341592.html>

● 「出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する輸出入商品目録(2011年)」を調整することについての公告

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局、税関総署  
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局、税関総署公告 2010 年第 158 号

【発布日】2010-12-17

【施行日】2011-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zigg/2010/201012/t20101227\\_174159.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zigg/2010/201012/t20101227_174159.htm)

● 中国严格限制进出口的有毒化学品目录（2011年）

【发布单位】环境保护部、海关总署

【发布文号】环境保护部、海关总署公告 2010 年第 101 号

【发布日期】2010-12-29

【实施日期】2011-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201012/t20101231\\_199380.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201012/t20101231_199380.htm)

● 中国が輸出入を厳格に制限する有毒化学品目録(2011年)

【発布機関】環境保護部、税関総署

【発布番号】環境保護部、税関総署公告 2010 年第 101 号

【発布日】2010-12-29

【施行日】2011-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201012/t20101231\\_199380.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201012/t20101231_199380.htm)

● 废弃电器电子产品处理目录（第一批）适用海关商品编号（2010年版）

【发布单位】国家发展和改革委员会等四部门

【发布文号】国家发展和改革委员会等四部门公告 2010 年第 35 号

【发布日期】2010-12-21

【实施日期】2011-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2010gg/t20101227\\_387691.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2010gg/t20101227_387691.htm)

● 廃棄電器電子製品処理目録(第一回目)が適用される税関商品番号(2010年版)

【発布機関】国家發展及び改革委員会等の四部門

【発布番号】国家發展及び改革委員会等の四部門公告 2010 年第 35 号

【発布日】2010-12-21

【施行日】2011-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2010gg/t20101227\\_387691.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2010gg/t20101227_387691.htm)

● 2010年商品归类决定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2010 年第 87 号

【发布日期】2010-12-28

【实施日期】2010-12-28

【内容提要】该决定涉及 23 个商品税则号列。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info276634.htm>

● 2010年商品分類の決定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2010 年第 87 号

【発布日】2010-12-28

【施行日】2010-12-28

【コメント】本決定は 23 の商品の税則号列について定めている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info276634.htm>

- [中华人民共和国海关《海峡两岸经济合作框架协议》项下进出口货物原产地管理办法](#)
  - 【发布单位】海关总署
  - 【发布文号】海关总署第 200 号令
  - 【发布日期】2010-12-29
  - 【实施日期】2011-01-01
  - 【法令全文】请点击以下网址查看：  
海关总署第 200 号令  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info276646.htm>
  - 《海峡两岸经济合作框架协议》项下《货物贸易早期收获产品的产品特定原产地规则》  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info276628.htm>
- [中華人民共和國稅關「兩岸經濟協力枠組み協定」に基づく輸出入貨物の原産地管理弁法](#)
  - 【発布機関】税関総署
  - 【発布番号】税関総署第 200 号令
  - 【発布日】2010-12-29
  - 【施行日】2011-01-01
  - 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
税関総署第 200 号令  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info276646.htm>
  - 「兩岸經濟協力枠組み協定」に基づく「貨物貿易早期收穫製品の製品特定原産地規則」  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info276628.htm>
- [关于 1.6 升及以下排量乘用车车辆购置税减征政策到期停止执行的通知](#)
  - 【发布单位】财政部、国家税务总局
  - 【发布文号】财税〔2010〕127 号
  - 【发布日期】2010-12-27
  - 【实施日期】2011-01-01
  - 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/gzdt/2010-12/28/content\\_1774563.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2010-12/28/content_1774563.htm)
- [1.6 リットル以下の排気量乗用車車両の購入税減免措置の執行を期限到来後停止することに関する通知](#)
  - 【発布機関】財政部、国家税務総局
  - 【発布番号】财税〔2010〕127 号
  - 【発布日】2010-12-27
  - 【施行日】2011-01-01
  - 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/gzdt/2010-12/28/content\\_1774563.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2010-12/28/content_1774563.htm)
- [关于调整北京市 2011 年最低工资标准的通知（北京）](#)
  - 【发布单位】北京市人力资源和社会保障局
  - 【发布文号】京人社劳发〔2010〕300 号
  - 【发布日期】2010-12-24
  - 【实施日期】2011-01-01
  - 【内容提要】北京市最低工资标准由每小时不低于 5.5 元、每月不低于 960 元，提高到每小时不低于 6.7 元、每月不低于 1160 元。
  - 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.bjld.gov.cn/xwzx/wsgg/201012/t20101228\\_24327.html](http://www.bjld.gov.cn/xwzx/wsgg/201012/t20101228_24327.html)
- [北京市 2011 年最低給与基準を調整することについての通知（北京）](#)
  - 【発布機関】北京市人的資源及び社会保障局
  - 【発布番号】京人社劳発〔2010〕300 号
  - 【発布日】2010-12-24
  - 【施行日】2011-01-01
  - 【コメント】北京市最低給与基準は、毎時間 5.5 人民元以上、毎月 960 人民元以上から、毎時間 6.7 人民元以上、毎月 1160 人民元以上に引き上げられた。
  - 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
[http://www.bjld.gov.cn/xwzx/wsgg/201012/t20101228\\_24327.html](http://www.bjld.gov.cn/xwzx/wsgg/201012/t20101228_24327.html)
- [关于进一步做好利用外资工作的若干意见（浙江）](#)
  - 【发布单位】浙江省人民政府
  - 【发布文号】浙政发〔2010〕65 号
  - 【发布日期】2010-11-22
  - 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node360/node368/userobject9ai121149.html>
- [外資利用作業を一層貫徹することについての若干の意見（浙江）](#)
  - 【発布機関】浙江省人民政府
  - 【発布番号】浙政発〔2010〕65 号
  - 【発布日】2010-11-22
  - 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node360/node368/userobject9ai121149.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《中华人民共和国发票管理办法实施细则》、《放射性废物安全管理条例》公开征求意见](#)

日前，中国相关部门公布[《中华人民共和国发票管理办法实施细则（征求意见稿）》](#)、[《放射性废物安全管理条例（征求意见稿）》](#)及其说明，并公开征求意见。截止日期分别为2011年01月06日、2011年01月10日。

（里兆律师事务所 2010年12月31日整理编写）

- [工信部称将重点支持九大领域技术研发](#)

工业和信息化部日前发布新闻稿称，2011年将重点支持核心电子器件、高端芯片、基础软件、新一代移动通信、下一代互联网、物联网、智能制造装备、轨道交通装备、海洋工程装备等技术研发和产业化。新闻稿其他内容包括：

- 支持生物医药、新型功能材料、新能源装备等核心技术研发。
- 加强物联网、新能源汽车、三网融合、信息技术服务、云计算等重要标准制订。
- 重点培育生产性服务业，鼓励工业企业分离发展服务业务，积极发展软件服务、工业设计、电子商务、信息服务、科技管理咨询等新兴业态。
- 协调加大财政、税收、投融资政策支持，发布重点新材料产品目录，推动尽快出台新的支持软件和集成电路产业政策。
- 修订汽车、钢铁、水泥等产业政策，密切和财税、土地、投资、金融政策的协调，健全行业准入管理。

（摘自中国中小企业信息网；2010年12月27日发布）

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [「中華人民共和國發票管理弁法實施細則」、「放射性廢棄物安全管理條例」についてパブリックコメントを募集する](#)

先頃、中国の係る部門が「[中華人民共和國發票管理弁法實施細則（意見募集案）](#)」、「[放射性廢棄物安全管理條例（意見募集案）](#)」及びその説明を発表し、意見を募集している。募集締切日はそれぞれ2011年1月6日、2011年1月10日である。

（里兆法律事務所が2010年12月31日付けで作成）

- [工業情報化部が九大分野の技術研究開発を重点的に支援することを発表した](#)

工業情報化部は先頃、2011年は、核心電子部品、ハイエンドICチップ、ベースウェア、新世代モバイルコミュニケーション、次世代インターネット、モノのインターネット、インテリジェンス製造設備、レール交通設備、海洋工事設備等の技術研究開発及び産業化を重点的に支援することを新聞で発表した。新聞でのその他内容は下記の通りである。

- バイオ医薬、新型効能材料、新エネルギー装置等の核心技術の研究開発を支持する。
- モノのインターネット、新エネルギー車、三網融合、ITサービス、クラウドコンピューティング等の重要な標準の策定を強化する。
- 生産型サービス業を重点的に育成し、工業企業が分離してサービス業務を発展させることを奨励し、ソフトウェアサービス、工業設計、電子商取引、情報サービス、科学技術管理コンサルティング等の新興業態を積極的に発展させる。
- 財政、租税、投資・融資政策への支援を拡大し、重点新材料製品目録を公布し、ソフトウェア及び集積回路を支援する新しい産業政策の早期発表を促す。
- 自動車、鋼鉄、セメント等の産業政策を修正し、財税、土地、投資、金融政策との調整を密にし、業界参入管理を健全たるものにする。

（中国中小企業情報サイトより抜粋。2010年12月27日発表）

## ● 关于外商投资企业从事网络销售业务的新变化

前段时间，与网络销售相关的法律密集出台，其中包括：

- 《网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法》（国家工商行政管理总局令第49号；以下简称“《暂行办法》”）于2010年05月31日颁布，并于2010年07月01日施行；
- 《关于促进网络购物健康发展的指导意见》（商商贸发〔2010〕239号）于2010年06月24日颁布施行；
- 《关于外商投资互联网、自动售货机方式销售项目审批管理有关问题的通知》（商资字〔2010〕272号；以下简称“《通知》”）于2010年08月19日颁布施行；等等。

（上述法律，以下统称为“新法令”。）

对于新法令颁布施行后，对外商投资企业从事网络销售业务的具体影响等，律师简要分析如下，供参考。

### 网络销售的界定

根据《通知》的相关规定，网络销售被认为是企业销售行为在互联网上的延伸。因此，《通知》规定，经依法批准、注册登记的外商投资生产型企业、或者外商投资商业企业可以直接从事网上销售业务<sup>1</sup>；但仅在网站上进行产品宣传、展示而不进行销售的，不属于网络销售的经营行为。

### 网络销售的主要模式

根据《通知》，律师理解，外商投资企业从事网络销售业务，大致可以分成以下三种模式：

- **模式一：**外商投资企业利用自身网络平台直接从事**商品**销售；以下简称“**通过自身网络销售自营商品**”。  
尽管《通知》未明确规定，但律师理解，“自营商品”通常包括：
  - ✓ 外商投资企业生产的产品（主要针对外商投资生产型企业）
  - ✓ 外商投资企业经营的产品（主要针对外商投资商业企业或者具备分销经营范围的其他类型外商投资企业）
- **模式二：**外商投资企业利用自身网络平台为其他交易方提供网络服务（网络服务涵盖范围广泛，本文中仅针对网络商品销售

## ● 外商投資企業がインターネット販売業務を取扱うにあたっての新たな変化

先頃、インターネット販売に関する法令が立て続けに公布施行された。具体的には次の通りである。

- 「インターネット商品取引及び関係サービス行為管理暫定弁法」(国家工商行政管理総局令第49号。以下「暫定弁法」という)は2010年5月31日に公布され、2010年7月1日より施行された。
- 「ネットショッピングの健全な発展を促進することについての指導意見」(商商貿発〔2010〕239号)は、2010年6月24日に公布施行された。
- 「外商投資によるインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクト審査許可管理関係事項についての通知」(商資字〔2010〕272号。以下「通知」という)は、2010年8月19日に公布施行された。その他等。

（上述の法律は以下、「新法令」と総称する。）

新法令の公布施行後に外商投資企業がインターネット販売業務を取扱う上での具体的な影響等について、ご参考までに筆者は以下のとおり簡潔に分析する。

### インターネット販売の定義

「通知」の関係規定によると、インターネット販売は、企業の販売行為のインターネット上に派生したものであると認識されている。このため、「通知」は、法により許可され登録登記している外商投資生産型企業又は外商投資商業企業は直接、インターネット販売を行えると定めている<sup>1</sup>。しかし、ウェブサイトにて製品を宣伝し、展示するだけであり、販売を行わない場合、インターネット販売の事業行為には該当しない。

### インターネット販売の主なパターン

「通知」によると、外商投資企業がインターネット販売業務を行う場合、大きく分けて以下のパターンがあると思われる。

- **パターン1：**外商投資企業が、自己のネットワークステーションを利用し、直接に**商品**を販売するケース。以下「**自己のネットワークを通じた自社商品の販売**」という。  
「通知」では明確に定められていないが、筆者の認識では、「自社商品」は、通常、下記の内容を含むと考える。
  - ✓ 外商投資企業が生産する製品（主に外商投資生産型企業を対象とする）
  - ✓ 外商投資企業が取り扱う製品（主に外商投資商業企業又は国内販売の経営範囲を具備するその他形態の外商投資企業を対象とする）

<sup>1</sup> 尽管从《通知》相关规定的字面意思来看，此处仅限于“外商投资生产性企业和外商投资商业企业”，但律师理解，此处解释为具备销售自产产品或者分销经营范围的外商投资企业（包括，具备分销经营范围的外商投资性公司，等等），可能更为贴切。对此，律师与上海、北京等部分地区的商务部门进行了初步沟通，他们基本认同律师的上述理解。

<sup>1</sup> 「通知」の係る規定の字面から見れば、ここは、「外商投資生産型企業と外商投資商業企業」に限定されるが、筆者の理解では、ここは、自社製品販売又は国内販売の経営範囲を具備する外商投資企業（国内販売経営範囲を具備する外商投資性会社等を含む）と解釈するほうがより適切であると考え。これについて、筆者が上海、北京等の一部地域の商務部門に問い合わせたところ、彼らは基本的に筆者の上記理解に賛同した。

服务。)；以下简称“通过自身网络销售他人商品”。

- **模式三：**外商投资企业通过他人网络平台销售自营商品；以下简称“通过他人网络销售自营商品”。

### **新法令施行前网络销售可能涉及的政府手续**

新法令施行前，有关外商投资企业从事网络销售业务的法律和理解大致如下：

《外商投资产业指导目录（2007年修订）》将“网上销售”列入“限制外商投资产业目录”的“批发和零售业”中。《外商投资电信企业管理规定》和《外商投资商业领域管理办法》也分别从增值电信业务和零售（互联网）等两个不同角度设定了商务部门的审批要求。因此，理论上，外商投资企业从事网络销售业务可能涉及商务部门的审批手续（以获得从事网络销售业务相关的经营范围）。

此外，鉴于“网上销售”可能涉及互联网信息服务，根据《电信条例》、《互联网信息服务管理办法》等规定，外商投资企业从事网络销售业务还可能涉及工业和信息化部（以下简称“工信部”）有关增值电信业务的许可手续（主要针对经营性互联网信息服务，通常是指获得《增值电信业务经营许可证》）或备案手续（主要针对非经营性互联网信息服务，通常是指办理ICP备案）。因此，在办理商务部门的审批手续前，通常需要先办理工信部的相关手续。

据律师所知，新法令施行前，商务部门似乎没有批准过外商投资企业网络销售业务相关的经营范围（各地审批机关的做法存在差异，也不排除存在个案的可能性），而且，实践中外商投资企业通常也无法获得《增值电信业务经营许可证》。据悉，有外国投资者以股权并购等形式进入电子商务领域、进而从事网络销售业务的实例，但上述方法仅为变通做法，且实践中存在较大的不确定性。

新法令实施后，较大程度上改变了以往的理解和做法。以下，律师就新法令实施后对外商投资企业从事网络销售业务的影响，作简要分析。

- **パターン2：**外商投資企業が、自己のネットワークステーションを利用し、その他取引相手にインターネットサービスを提供するケース（インターネットサービスの範囲は広く、本文ではインターネット商品販売サービスのみを対象とする）。以下「**自己のネットワークを利用した他人商品の販売**」という。
- **パターン3：**外商投資企業が、他人のネットワークステーションを通じて、自社商品を販売するケース。以下「**他人のネットワークを通じた自社商品の販売**」という。

### **新法令施行前のインターネット販売に関係すると思われる政府手続き**

新法令施行前、係る外商投資企業がインターネット販売業務を行うにあたっての法令と理解はおおよそ下記の通りである。

「外商投資産業指導目録（2007年改正）」は「インターネット販売」を「外商投資制限産業目録」の「卸売と小売業」に組み入れている。「外商投資電信企業管理規定」及び「外商投資商業領域管理弁法」もそれぞれ、付加価値電信業務と小売販売（インターネット）等の2つの視点から商務部門の審査許可要求を設置している。このため、理論上、外商投資企業がインターネット販売業務を行うにあたっては、商務部門の審査許可手続きが必要になるとと思われる（インターネット販売業務の係る経営範囲を取得するため）。

このほか、「インターネット販売」はインターネット情報サービスに係わる可能性があるため、「電信条例」、「インターネット情報サービス管理弁法」等の規定に基づき、外商投資企業がインターネット販売業務を行うにあたっては、工業及び情報化部門（以下「工業情報部門」という）の付加価値電信業務に関する許可手続き（主に経営性インターネット情報サービスを対象とし、通常、「付加価値電信業務経営許可証」取得を指す）又は届出手続き（主に非経営性インターネット情報サービスを対象とし、通常はICP届出手続きを指す）も必要となる可能性がある。このため、商務部門の審査許可手続き前に、通常、工業情報部門にて係る手続きを行う必要がある。

筆者が把握する限り、新法令施行前、商務部門は外商投資企業のインターネット販売業務の係る経営範囲を許可したことがないようであり（各地の審査許可機関によってやり方が異なり、個別のケースがある可能性もある）、又、実務においては外商投資企業は通常、「付加価値電信業務経営許可証」を取得できない。情報筋によると、ある外国投資者は持分買収等により、電子商取引分野に参入することでインターネット販売業務を行っているという実例があるが、当該方法はあくまでも便法に過ぎず、又、実務においては比較的大きな不確実性がある。

新法令施行後、従来の理解とやり方が大幅に変更されている。筆者は、新法令の施行後、外商投資企業のインターネット販売業務に与える影響について、以下の通り簡潔に分析する。

**新法令の施行对外商投资企业从事网络销售业务主要模式的主要影响**

1. 对模式一“通过自身网络销售自营商品”的主要影响

新法令颁布前		
項目	工信部門の許可 手続或備案手続	商務部門審批手続
理論 可能性	△	△
実践 可能性	X	X
簡潔な 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>该模式是属于“经营性互联网信息服务”、还是属于“非经营性互联网信息服务”，相关法律未明确规定。</li> <li>对于“网络销售”的概念，相关法律未明确界定。</li> <li>专门从事网络销售业务的外商投资企业和一般的外商投资企业从事网上销售业务两种情形，相关法律未明确区分。</li> <li>由于办理商务部门审批之前，通常需要先办理工信部门的手续，但到底应该办理工信部门的许可手续、还是备案手续，相关法律未明确规定。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>由于对几个关键问题相关法律未明确规定，实践中，一般的外商投资企业通常难以办理工信部门的手续，因此，通常后续也无法办理商务部门的审批手续，进而无法合法从事网络销售业务。</li> <li>据律师所知，新法令施行前，商务部门似乎没有批准过外商投资企业网络销售业务相关的经营范围（各地审批机关的做法存在差异，也不排除存在个案的可能性）。</li> </ul>	

新法令颁布后		
項目	工信部門の許可手 続或備案手続	商務部門審批手続
理論 可能性	○	○
実践 可能性	○	○

**新法令の施行が、外商投資企業のインターネット販売業務の主なパターンに与える主な影響**

1. パターン 1「自己のネットワークを通じた自社商品の販売」に対する主な影響

新法令の公布前		
項目	工業情報部門 の許可手続き又 は届出手続き	商務部門の審査許可手続き
理論上 の 実行 可能性	△	△
実務上 の 実行 可能性	X	X
簡潔な 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該パターンは「経営性インターネット情報サービス」に該当するののか、「非経営性インターネット情報サービス」に該当するののか、係る法令では明確に定められていない。</li> <li>「インターネット販売」の概念については、係る法令に明確な定義はない。</li> <li>インターネット販売業務を専門に行う外商投資企業と、一般の外商投資企業がインターネット販売を行うという2通りの状況に分けられるが、係る法令に明確な区分はない。</li> <li>商務部門の審査許可手続きを行う前に、通常、工業情報部門の手続きが必要であるが、工業情報部門の許可手続きを行う必要があるのか、それとも届出手続きを行う必要があるのかについて、係る法令に明確に定められていない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>幾つかの肝心な事項について、係る法令では明確に定められていないため、実務において、一般の外商投資企業は、通常、工業情報部門の手続きを行うことは難しく、その後の商務部門の審査許可手続きを行わず、インターネット販売業務を適法に行えない。</li> <li>私共が把握する限り、新法令施行前、商務部門は外商投資企業のインターネット販売業務の係る経営範囲を許可したことがないようである（各地の審査許可機関によってやり方が異なり、個別のケースがある可能性もある）。</li> </ul>	

新法令の公布後		
項目	工業情報部門の許可手 続き又は届出手続き	商務部門の審査許可 手続き
理論上 の 実行 可能性	○	○
実務上 の 実行 可能性	○	○

概要分析	《通知》明确该模式办理备案手续，而不需要办理许可手续。	《通知》明确可以直接从事，无需另行获得审批。
------	-----------------------------	------------------------

备注：符号“○”表示通常可行、或者无需办理；符号“△”表示存在不确定性等；符号“X”表示通常不可行、或者难度较大；下同。

## 2. 对模式二“通过自身网络销售他人商品”的主要影响

新法令颁布前		
項目	工信部門の許可手続或 備案手続	商務部門 審批手続
模式 可行性	○	△
实践 可行性	X	X
概要 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>该模式通常被认为属于增值电信业务中的“经营性互联网信息服务”，应当取得《增值电信业务经营许可证》。</li> <li>由于《外商投资电信企业管理规定》规定的条件较为严格，一般的外商投资企业通常难以获得《增值电信业务经营许可证》。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>对于“网络销售”的概念，相关法律未明确界定。</li> <li>专门从事网上销售业务的外商投资企业和一般的外商投资企业从事网上销售业务两种情形，相关法律未明确区分。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>由于一般的外商投资企业通常难以获得工信部门的《增值电信业务经营许可证》，因此，通常后续也无法办理商务部门的审批手续，进而无法合法从事网络销售业务。</li> <li>如前所述，新法令施行前，商务部门似乎没有批准过外商投资企业网络销售业务相关的经营范围（各地审批机关的做法存在差异，也不排除存在个案的可能性）。据律师所知，有外国投资者以股权并购等形式进入电子商务领域，进而从事网络销售业务的实例。</li> </ul>	

簡潔な 分析	「通知」では、当該パターンは届出手続きを行うのであり、許可手続を行う必要はないと明確にしている。	「通知」では、直接に取扱うことができ、審査許可を別途取得する必要はないと明確にしている。
-----------	--	--

備考：「○」印は、通常実行可能、又は手続き不要を意味し、「△」は不確定な要素等が存在することを意味し、「X」印は、通常実行不可能、又は困難であることを意味し、以下同じである。

## 2. パターン 2「自己のネットワークを利用した他人商品の販売」に対する主な影響

新法令の公布前		
項目	工業情報部門の許可手続 又は届出手続き	商務部門の審査許可 手続
パターン の実行 可能性	○	△
実務上 の実行 可能性	X	X
簡潔な 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該パターンは、通常、付加価値電信業務中の「経営性インターネット情報サービス」に該当すると認識され、「付加価値電信業務経営許可証」を取得しなければならない。</li> <li>「外商投資電信企業管理規定」に定める条件は相対的に厳しく、一般の外商投資企業は、通常、「付加価値電信業務経営許可証」を取得することは難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「インターネット販売」の概念について、係る法令に明確な定義はない。</li> <li>インターネット販売業務を専門に行う外商投資企業と、一般の外商投資企業がインターネット販売を行うという2通りの状況の違いについて、係る法令では明確に定められていない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の外商投資企業は、通常、工業情報部門の「付加価値電信業務経営許可証」を取得することは難しいため、その後の商務部門の審査許可手続を行えず、インターネット販売業務を適法に行えない。</li> <li>前述の通り、新法令施行前に、商務部門は外商投資企業のインターネット販売業務関連の経営範囲を許可したことがないようである（各地の審査許可機関によってやり方が異なり、個別のケースがある可能性もある）。筆者が把握する限り、ある外国投資者は持分買収等により、電子商取引分野に参入することでインターネット販売業務を行っているという実例がある。</li> </ul>	

新法令頒布后		
項目	工信部門的許可手續 或備案手續	商務部門 審批手續
模式 可行性	○	○
實踐 可行性	X	○
簡要 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>《通知》明確該模式需要申請《增值電信業務經營許可證》。</li> <li>但是，鑒於外商投資企業申請《增值電信業務經營許可證》的標準未發生變化，因此，律師理解，一般的外商投資企業獲取的難度依然較大。</li> </ul>	《通知》明確可以直接從事，無需另行獲得前置審批。

新法令の公布後		
項目	工業情報部門の許可手続き 又は届出手続き	商務部門の審 査許可手続き
パターン の実行 可能性	○	○
実務上 の実行 可能性	X	○
簡潔な 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通知」では、当該パターンは「付加価値電信業務経営許可証」を申請する必要があると明確にしている。</li> <li>ただし、外商投資企業の「付加価値電信業務経営許可証」の申請基準には変更がないため、筆者の認識では、一般の外商投資企業がこれを取得する難度は尚高いと考える。</li> </ul>	「通知」では、直接に取扱うことができ、前置審査許可を別途取得する必要はないと明確にしている。

备注 1：根据《外商投资电信企业管理规定》、以及《电信业务经营许可管理办法》等法律，外商投资企业申请《增值电信业务经营许可证》的主要条件包括：

- 在省、自治区、直辖市范围内经营的，注册资本最低限额为 100 万元人民币；在全国或者跨省、自治区、直辖市范围经营的，注册资本最低限额为 1000 万元人民币；
- 外方投资者在企业中的出资比例，不得超过 50%；
- 外方主要投资者应当具有经营增值电信业务的良好业绩和运营经验；
- 有必要的场地、设施及技术方案，有与开展经营活动相适应的资金和专业人员；等等。

备注 2：“利用集团公司网站统一销售集团内各公司的产品”是属于模式一“通过自身网络销售自营商品”，还是属于模式二“通过自身网络销售他人商品”，新法令未予以明确，律师倾向于理解：

- 鉴于集团公司与集团内其他公司分别属于不同法人，该情形被认定属于销售“他人商品”（即，模式二）的可能性相对较大；
- 如果具备分销经营范围的集团公司购买集团内其他的公司的产品，在集团公司网站进行销售的话，那么，原则上还是属于销售“自营商品”（即，模式一）。

对此，律师与上海、北京等部分地区的商务部门进行了初步沟通，他们基本认同律师的上述理解。

備考 1：「外商投資電信企業管理規定」、及び「電信業務經營許可管理弁法」等の法令によると、外商投資企業が「付加価値電信業務経営許可証」を申請するにあつての主な条件は下記の通りである。

- 省、自治区、直辖市内で經營する場合、登録資本金の最低限度額は 100 万人民币である。全国又は省、自治区、直辖市の範圍を跨って經營する場合、登録資本金の最低限度額は、1000 万人民币である。
- 外国側出資者の企業における出資比率は、50% を超えてはならない。
- 外国側の主な出資者は付加価値電信業務の良好な業績と運営経験を有さなければならない。
- 必要な場所、施設及び技術方案、經營活動を展開するに見合う資金と専門人員を有する等。

備考 2：「グループ会社のウェブサイトを利用してグループ内の各社の製品を統一販売する」ことは、パターン 1「自己のネットワークを通じた自社商品の販売」に該当するのか、それとも、パターン 2「自己のネットワークを利用した他人商品の販売」に該当するのかについて、新法令は明確にしておらず、筆者は下記の通り理解する傾向にある。

- グループ会社とグループ内のその他会社はそれぞれ異なる法人に該当し、当該ケースは「他人商品」の販売（即ち、パターン 2）に該当すると認定される可能性が相対的に高い。
- 国内販売經營範圍を具備するグループ会社がグループ内のその他の会社の製品を購入し、グループ会社のウェブサイトで行う場合、原則として、「自社製品」販売（即ち、パターン 1）に該当する。

これについて、筆者は上海、北京等の一部地域の商務部門に問い合わせたところ、彼らは筆者の上述の理解に基本的に賛同した。

### 3. 对模式三“通过他人网络销售自营商品”的主要影响

对于该种模式，现行法律并未予以限制或禁止，理论上，外商投资企业将自营商品交由已经获得《增值电信业务经营许可证》的他人网络平台进行销售是可行的（对于他人网络平台而言，即，模式二）。律师理解，对于外商投资企业来说，除了通过自身网络销售自营商品（“模式一”），还可以选择通过他人网络销售自营商品（“模式三”），因而，可以理解为，模式三是模式一的补充。

对于上述三种模式，律师与上海、北京等部分地区的商务部门，以及国家工业和信息化部进行了初步沟通，他们基本认同律师的上述理解。律师建议，外商投资企业在实际操作网络销售业务前，与所在地的主管商务部门和工信部门具体沟通确认。

#### 小结

综上，在新法令施行后，较大程度上改变了以往的理解和做法。但对于“外商投资企业从事网络销售业务”仍存在观念变化和做法转变的过程，所以，建议企业在实际操作前，就具体操作过程中的细节问题和注意事项等，再与当地政府主管部门沟通。对于新法令施行后的相关配套法规或措施，以及实践中政府主管部门的具体操作等，律师也将继续关注。

备注：请点击以下网址，查看相关法令全文内容：  
《关于外商投资互联网、自动售货机方式销售项目审批管理有关问题的通知》

<http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/201008/20100807103355.html>

《网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法》  
[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601\\_88889.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601_88889.html)

《外商投资电信企业管理规定》  
[http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/12/content\\_1094487.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/12/content_1094487.htm)

《互联网信息服务管理办法》  
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n11301753/n11496139/11537440.html>

（里兆律师事务所 2010 年 12 月 31 日整理编写）

### 3. パターン 3「他人のネットワークを通じた自社商品の販売」に対する主な影響

現行の法令では、この種のパターンを制限し禁止しておらず、理論上、外商投資企業は自社商品を、すでに「付加価値電信業務経営許可証」を取得している他人のネットワークステーションを通じて販売することは可能である（他人のネットワークステーションから言えば、即ち、パターン 2 である）。外商投資企業にとっては、自己のネットワークを通じた自社商品の販売（「パターン 1」）のほか、他人のネットワークを通じた自社商品の販売（「パターン 3」）も選択できるため、パターン 3 はパターン 1 を補うものであると理解できる。

前述の 3 通りのパターンについて、筆者は、上海、北京等の一部の地域の商務部門、及び国家工業情報化部に照会してみたが、筆者の前述の認識にほぼ賛同された。筆者からの提案としては、外商投資企業は、インターネット販売業務を実際に取り扱う前に、所在地の商務主管部門及び工業情報部門に実際に問い合わせ確認を行っておくのがよいと思われる。

#### まとめ

以上から、新法令の施行後、従来の理解とやり方が大幅に変更された。しかし、「外商投資企業がインターネット販売業務を行う」にあたっては、依然として観念とやり方が変化されるまでの過程があるため、企業が実際に取り扱う前に、具体的な取扱過程における細目と注意事項等について、再度、現地の政府主管部門に問い合わせるよう提案する。新法令の施行後の関連する法規又は措置、及び実務での政府主管部門の具体的な取扱い方等について、筆者は引き続き注目したいと考える。

備考：関係する法令の全文をご覧になる場合、以下の URL をクリックしてください。

「外商投資によるインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクト審査許可管理関係事項についての通知」

<http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/201008/20100807103355.html>

「インターネット商品取引及び関係サービス行為管理暫定弁法」

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601\\_88889.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601_88889.html)

「外商投資電信企業管理規定」

[http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/12/content\\_1094487.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/12/content_1094487.htm)

「インターネット情報サービス管理弁法」

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n11301753/n11496139/11537440.html>

（里兆法律事務所が 2010 年 12 月 31 日付けで作成）